

「○」「●」のある施設が各都市機能誘導区域の誘導施設に該当します。

■誘導施設の設定表

都市機能	都市機能誘導区域	飯能駅・東飯能駅周辺区域	山手町周辺区域	市役所周辺区域	元加治駅周辺区域	双柳東部周辺区域
	誘導施設					
1.行政機能	市役所本庁舎			○		
	国・県の行政施設			○		
	市民活動センター	○				
2.社会福祉・子育て機能	総合福祉センター			○		
	保健センター			○		
	地域包括支援センター	○				
	子育て総合センター		○			
	放課後児童クラブ		○			
3.商業機能	大規模小売店舗	○			●	○
	スーパーマーケット	●			●	●
	ドラッグストア	○			●	○
	コンビニエンスストア	○	●	○	●	○
4.医療機能	病院	○				
	診療所	○			●	○
5.金融機能	銀行、信用金庫、郵便局	○		○	○	●
6.教育・文化機能	小学校		○			
	教育センター			○		
	図書館		○			
	博物館		○			

○ 都市機能誘導区域内に既に立地しており、維持・充実を図る施設

● 都市機能誘導区域内に立地しておらず、今後誘導を図る施設